

2021年2月16日

東京都教育長 藤田裕司殿

めぐろ共育ひろば

目黒区立第九中学校高橋秀一副校長の懲戒処分要望書

新聞報道(後添)でもご承知の通り、2020年7月8日、目黒区立第九中学校(以下「目黒九中」)近くで、印刷物(後添)を配布していた高校生(以下「I君」)が、目黒九中の高橋秀一副校長により、私人逮捕され、碑文谷警察署に21日間勾留されました。

この件について、目黒の教育を考える有志の集まりである当会は、9月1日に目黒九中片柳校長、9月10日に目黒区教育委員会に質問状を提出し、いずれも後日、回答を得ました。

目黒区教育委員会によると、「公道上で印刷物を配布する表現の自由と生徒たちが印刷物をもらう知る権利はある」、「高橋副校長の行為が私人逮捕であることと勾留は警察が決めたことで驚いている」、「逮捕時の動画映像の高橋副校長の態度について『“生徒の通学の安全を守る”という公務を逸脱している』という皆さんの感想は認識している。副校長に注意はしたが、処分の権限は都教育委員会にある。」ということでした。

これも踏まえて、下記の理由により、高橋秀一副校長の懲戒処分を要望します。

3月15日までに、書面にてご回答ください。

記

1. 理由の第一としては、高橋副校長のI君への著しい人権侵害です。

I君に対して、「自分の姿を鏡で見てみろよなあ、まったく情けない」という発言をはじめとする同副校長の一連の言動は、公務中の公立中学校副校長として、ふさわしいとは到底いえないものです。

(YouTube: 12万5千回再生「目黒区立第九中学校高橋副校長によるビラまき高校生逮捕の現場映像」参照)

また、I君のスマートフォンに自らぶつかり、暴行、公務執行妨害という罪をつくりあげ、高校生を21日間も勾留させた責任は重大です。

これらは、貴教育委員会の基本方針である“人権尊重の育成”をする立場の

者として許されない行為です。

2. 理由の第二としては、学校から50メートルも離れた公道での印刷物配布について、高橋副校長が行った妨害は、憲法25条で保障された「表現の自由」を侵害しています。
また、同時に、目黒九中の生徒の「知る権利」を妨害したことになり、公務の名を借りた、行き過ぎた行為であることは明らかです。
これも貴教育委員会の基本方針である「生徒たちの豊かな個性と想像力の伸長」を阻んだ行為です。
3. さらに、2020年9月25日、東京地方検察庁は、I君の「公務執行妨害容疑」について、起訴猶予でもない「不起訴処分」を決定しました。
これは、I君は高橋副校長の公務の妨害を一切していないということです。

以上の理由で、このような人物を教育現場に放置しておくことなく、迅速に懲戒処分にすることが、貴教育委員会の責務です。

以上

表現の不自由次々に

東京都内の中学校の近くでピラをまいていた男性が、公務執行妨害容疑で逮捕された。制止しようとした同中の副校長の手にスマートフォンをぶつけるなどしたという。男性がいた場所は公道で、身柄を拘束されるほど悪

質な行為だったとは考えにくい。この件だけでなく、表現の自由が脅かされるような事態は各地であり、専門家は「他人の意見を認めない風潮が強まっている」と危ぶむ。
(大野孝志、佐藤直子)

目黒区南部の静かな住宅街。車一台が通れる程度の一方通行の路上で、ピラを配っていた男性(○)が八日に逮捕された。中学校の正門から五十ほど離れ、学校敷地には面していない。弁護士を務める土田元哉弁護士によると、男性は都内の単位制高校に在籍している。ピラは、男性が所属する高校生らの自主組織「日本自治委員会」名で、生徒の健康を考えずにコロナ禍で水泳の授業をしようとしたとして、別の都立高の姿勢を批判。生徒の自治を呼び掛ける内容だった。関係者によれば、男性は八日前八時ごろ、周辺を巡回していた同中の五十代の男性副校長からピラ配りを注意された。その後、スマートフォンで撮影しようとした男性を遮った副校長の右手にスマホをぶつけ、職務を妨害したとされる。現行犯なら一般人でも可能な「常人逮捕」の形で、副校長に身柄を拘束された。



中学校近くの公道でピラ配り

副校長注意でトラブル、現行犯逮捕

同中の通報で警視庁碑文谷署員が駆けつけ、男性の身柄を受けた。男性は黙秘。現在は署に勾留され、自宅を家宅捜索された。松本俊彦副署長は「黙秘したため留置した」と説明する。同中は水泳授業をやるようになった高校に近い。同委員会によると、進学する生徒も多いだろうと考えた男性は、高校の実態を伝えようと七日にもピラを配った。八日は副校長に「公道でのピラまきは違法ではない」と主張。それでも注意が続くとき、抗議のための証拠を残そうと撮影を試みた。土田弁護士は「中学校と直接関係のないピラを校門から離れた公道で配るのは、平穏な学校生活を妨害するものではなく、執拗な注意は教職員の適正な職務とは評価しがたい。憲法で保障された表現の自由を侵害している。何らかの身体接触を公務執行妨害とするでっつけ上げ事件

ではないか」と問題視する。十七日に東京地裁であった勾留理由開示の手続きで、佐藤裁判官は「証拠の内容に関わる」として弁護士への質問にほとんど答えず、証拠隠滅と逃亡の恐れがあるとした。男性の勾留は十日間延長された。男性は逮捕されるほどのことをしたのだろうか。副校長は「申し上げることはない」と取材を拒否。同中の男性校長も「捜査中なのでコメントできない」と語るのみ。目黒区教育委員会の片山順也統括指導主事は「表現の自由を侵害するつもりはない。副校長は学校前の道が狭いので、生徒の交通安全を確保のために注意したと受け止めている」との見解を示した。一方、捜査の在り方に詳しい清水勉弁護士は「学校は男性に話を聞き、生徒に実害がないと分かれば放っておけば良かった。公務執行妨害で逮捕するのは、やり過ぎ。そもそも事件性がなく、学校も警察も裁判所も、やっていることがめちゃくちゃだ」と指摘した。

○I君が配布したチラシ

NO！ブラック学校！第1弾。

寒くても コロナ禍でも(未遂) プール強行！

水温・気温が低くて寒い中、雨の中、プールの授業ってどうですか？寒くて体調が悪くなる子もいるよね。

都立小山高校では昨年6月に低い水温・気温の中、プールの授業が強行され、複数の体調不良者が出ました。

それなのに！ 今年はコロナ対策考えなきゃいけないのに！ プールをやろうとした小山台高校。(結局ぎりぎりで阻止されたケド)

こんな学校どうなんでしょう？(裏もありません！見てね！)

体育って何のためにあるの？

スポーツ庁の人は「体育は健康になるためのもの」って言ってるけど、体調不良の人が出たり、感染リスクのあるプールの授業ってありなのかなあ？「健康になるための体育」で不健康になるってありなの？

勇気を出してダメなものは「ダメ」って言おう！

先生たちが必ず正しいとは限らないよ。生徒の健康・人権を無視したやり方は許されない。子どもにだって人権はある。憲法で認められているんだ。人権侵害はれっきとした憲法違反。健康を害するような授業は安全配慮義務違反に問われかねないもの。ダメなものにはダメって言おう。あなたの勇気が社会を変え。小さなところで聞えなければ世の中変わらない。聞わなければ自分の権利は守れない。私たち日本自治委員会は皆さんの言う勇気を支えるよ。一緒に闘う。だからちよっただけ勇気を出してみよう！

生徒会じゃ生徒を守れない！自治委員会を作ろう！

生徒の権利を守るのが生徒会の本来の仕事。でも先生たちの手下みたいなことする生徒会が多いよね。これじゃ生徒の権利は守れない。だから新しい生徒の組織が必要なんだ。それが「自治委員会」。私たち自治委員会は、新宿山吹高校で速に校長先生と直接交渉する権利をゲットしたんだ。校長先生と交渉して生徒のお願いを実現するーそれが私たち自治委員会の使命。あなたも自分の学校に自治委員会を作らない？

LINEです！追加してね！



困ったことがあったら、いつでも相談してね！
私たちは生徒の人権を守るため、戦います！

(発行所)日本自治委員会事務局防衛局

校民防衛隊東京方面隊

メール：jpjichi@gmail.com Twitter：@JP_jichi